

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問 4（個）第 2 号）

第 1 審査会の結論

- 1 広島県公立大学法人理事長（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった保有個人情報のうち、広島県公立大学法人（以下「法人」という。）職員からのハラスメント申立てに関する相談に対する顧問弁護士の回答文書（以下「本件対象情報 1」という。）については、更に該当するものがあるため、これを特定し、改めて開示決定をすべきである。
- 2 また、協議記録（〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇）におこなわれた〇〇と〇〇、〇〇との協議記録文書）（以下「本件対象情報 2」という。）のうち、別記 1 に掲げる部分については開示すべきである。

第 2 審査請求に至る過程

1 開示の請求

審査請求人は、令和 3 年 11 月 19 日付けで、広島県個人情報保護条例（平成 16 年広島県条例第 53 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定により、実施機関に対し、次の実施機関が保有する自己に関する保有個人情報の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

（保有個人情報の内容）

〇〇年〇〇月〇〇日付けで〇〇様および、〇〇様からパワーハラスメントを受けているとして、改善の申し出をした事案に対する県立広島大学様のハラスメント対応資料一式

特記事項：〇〇様指示で〇〇年〇〇月〇〇日（〇）に行われた〇〇様と〇〇様、〇〇様との協議の記録を含む

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、別記 2 に掲げる請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書（以下「本件保有個人情報」という。）を特定し、条例第 14 条第 3 号、第 4 号及び第 6 号に該当する情報を不開示として、自己情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和 4 年 1 月 20 日付

けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和4年3月28日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分のうち、不開示とした部分を取り消し、開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件対象情報1について

ア 実施機関が本件処分において部分開示した保有個人情報のうち、本件対象情報1について、開示しない部分及びその理由を、「当該部分については、弁護士という事業を営む個人の事業活動に関する情報であり、開示されることで、その正当な利益を害するおそれがあるため」としているが、本件は、審査請求人のハラスメント申立てに対し、法人が業務規定にもとづき、顧問弁護士へ相談され、顧問弁護士が、法人の業務として対応されたものであり、顧問弁護士個人の事業活動に関する情報ではない。法人の事業活動に関する情報である。

イ 顧問弁護士の回答内容が、ハラスメント申立てに対する法人の対応内容を決定しており、ハラスメントにあたらないと判断した法的理由が記載されていると思われる。審査請求人は、法人の対応内容についての法的理由を知る権利がある。

(2) 本件対象情報2について

本件対象情報2について、開示しない理由及びその理由を、「当該部分については、法人内部の協議に関する情報であり、これらの情報が開示され

た場合、率直な意見交換が妨げられるおそれがあるため」としているが、本件は、審査請求人のハラスメント申立てのもととなった、「〇〇業務委託」に関する契約内容と実際の業務実態が、労働者派遣法に違反する偽装請負であるとの申立て内容に対し、法人の法令遵守についての判断をしめすものである。法人が、法人内で率直な意見交換を行うという対象事案ではない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件対象情報1について

- (1) 当該文書は、〇〇であった審査請求人からのハラスメント申立て（〇〇年〇〇月〇〇日）に関して、法人が法人の顧問弁護士に対して行ったハラスメントに該当するかの相談（〇〇年〇〇月〇〇日）に対し、顧問弁護士から法人へ送付された回答文書である。
- (2) 顧問弁護士と法人は顧問契約を締結しており、本文書は法人の求めに応じ顧問弁護士が弁護士の事業として回答を行っているものであり、本文書の不開示部分にあたる顧問弁護士の回答は、弁護士という事業を営む個人の事業活動に関する情報であり、条例第14条第4号に該当する。本文書における顧問弁護士回答は、訴状・準備書面・法廷での発言など公にすることを前提として準備したものではない。そのような公にすることを前提としていない文書を公開することは、弁護士の業務上の秘密に関する情報が公開されることになり、その結果弁護士の信用、評価、風評などに不当に影響を及ぼし、その正当な利益を害するおそれがある。
- (3) また、弁護士は依頼者との間では他に開示されないことを前提に意見を述べており、それが開示されるということになれば、適切な意見を述べることができない。本文書を当該弁護士の事業活動に不利益を与えるおそれがある中で開示することは、法人と当該弁護士との協力、信頼関係を損ない、今後の法律相談業務において、当該弁護士はもとより、弁護士一般からも意見を求めることが困難となる。

2 本件対象情報 2 について

- (1) 当該文書は、〇〇年〇〇月〇〇日（〇）におこなわれた〇〇と〇〇、〇〇との協議記録文書である。
- (2) 本文書の不開示部分の内容は、法人内部の協議に関する情報であり、これらの情報が開示された場合、率直な意見交換が妨げられるおそれがあるため、条例第 14 条第 6 号に該当する。本文書は、法人の〇〇業務に関する内容、業務実施体制及び〇〇契約に関する〇〇と〇〇及び〇〇の率直な意見交換の記録であり、この内容を開示することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある。

第 5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、審査請求人が〇〇及び〇〇からパワーハラスメントを受けているとして、改善の申し出をした事案に対する県立広島大学のハラスメント対応資料一式の開示を求めたものである。

実施機関は、本件請求に対し、別記 2 に掲げる請求に係る保有個人情報記録されている行政文書を特定し、本件処分を行った。

審査請求人は、本件対象情報 1 及び本件対象情報 2 の不開示部分の開示を求めているのに対し、実施機関は、本件処分は妥当であるとしていることから、以下、本件保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件対象情報 1 及び本件対象情報 2 の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象情報 1 の特定の妥当性について

- (1) 本件対象情報 1 は、法人職員からのハラスメント申立てに関する相談に対する顧問弁護士の回答文書であり、具体的には実施機関が顧問弁護士に対して行ったハラスメント相談の電子メールに対し、顧問弁護士が実施機関へ電子メールで送付した回答である。
- (2) 実施機関は、本件処分において顧問弁護士の回答の電子メールのみを本

件保有個人情報として特定しているが、当審査会において本件対象情報 1 が記載された電子メール全文を見分したところ、当該電子メール全文には、顧問弁護士からの電子メールによる回答のみならず、実施機関からの電子メールによる相談に係る部分が含まれていた。本件請求はハラスメント対応資料一式の開示を求めたものであることから、顧問弁護士からの電子メールによる回答のみならず、実施機関からの電子メールによる相談についても、実施機関から実際に送付された電子メールの形態で、本件保有個人情報として特定すべきである。

- (3) また、実施機関は本件処分において、顧問弁護士からの電子メールによる回答のうち、本文のみを本件保有個人情報として特定している。しかしながら、本件請求は実施機関のハラスメント対応資料一式の開示を求めたものであることから、電子メールの本文に限らず電子メールの差出人、電子メールの宛先、電子メールの件名及び電子メールを送信した日時を含む電子メールそのものを本件保有個人情報として特定すべきである。
- (4) したがって、審査請求人からのハラスメント申立てに関して、実施機関が顧問弁護士に対して送付した相談の電子メールと顧問弁護士が実施機関へ送付した回答の電子メールを、本件保有個人情報として特定し、改めて開示決定をすべきである。

3 本件対象情報 1 の不開示情報妥当性について

- (1) 実施機関は本件処分で特定した本件対象情報 1 のうち、顧問弁護士の回答を条例第 14 条第 4 号に該当するとして不開示としている。
- (2) 条例第 14 条第 4 号本文において、不開示となる事業活動情報は「法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。」と規定されている。

「正当な利益を害するおそれ」があるかどうかは、法人等又は事業を営む個人の当該事業の性格、規模、事業内容等に留意して、その情報を開示し

た場合に生じる影響を個別具体的に慎重に検討した上で、客観的に判断するものであり、また、「害するおそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められるものと解釈されるべきである。

- (3) 当審査会において本件対象情報 1 を見分したところ、顧問弁護士の回答を開示した場合、回答のみが前後の文脈から切り離されて開示されることとなり、その結果、回答内容の適否に関わらず、弁護士業務に求められる誠実かつ公正な職務の遂行に対する評価が害され、弁護士の事業に支障が生じるおそれがあると認められる。

そのような場合、弁護士の事業への不当な影響を懸念し顧問弁護士が率直な回答を述べるのが困難となり、顧問弁護士の事業活動における正当な利益を害するおそれがある。また、顧問弁護士の回答を開示としたことによって人の生命、健康、生活又は財産への危害等が生じ、又は危害等が将来生じることが予測される状態が存在しているとまでは認められないため、条例第 14 条第 4 号ただし書には該当しない。

- (4) したがって、実施機関が本件処分で特定した本件対象情報 1 を、条例第 14 条第 4 号により不開示とした決定は妥当である。

4 本件対象情報 2 の不開示情報妥当性について

- (1) 実施機関に確認したところ、本件対象情報 2 は審査請求人からのハラスメント申立てを受けての法人業務の改善に向けた協議の記録であり、当該協議が行われた〇〇年〇〇月〇〇日をもって法人としての意思決定が行われ、関係協議は終了したとのことであった。また、実施機関は、当該協議参加者の発言内容の中には、開示することによって関係者と当該発言者あるいはその発言者の所属する組織との信頼関係が損なわれ、その後の円滑な業務の遂行に悪影響を及ぼすおそれがある発言や、特定の個人や集団の評価について誤った認識を生むおそれがある発言が含まれている旨説明する。

- (2) 当審査会において本件対象情報 2 を見分したところ、当該協議記録では法人の業務についての率直な意見の交換が行われており、開示することで

外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある発言が含まれていると認められる。当該協議をもって関係協議は終了しているが、当該関係協議に限らず同種の協議は今後も行われる可能性があることを鑑みると、率直な意見交換に当たる発言を開示することで、今後行われる同種の協議に不当な影響を与えるおそれがあると認められる。

- (3) しかしながら、別記 1 に掲げる部分については協議する項目についての発言であり、当該部分が開示されることで率直な意見の交換が不当に妨げられるおそれがあるとまでは認められない。
- (4) したがって、本件対象情報 2 のうち、別記 1 に掲げる部分については開示すべきである。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

6 結論

よって当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

7 付言

- (1) 上記 2 (3) に記載のとおり、審査請求人が、ハラスメント対応資料一式の開示を求めた本件請求に対し、実施機関は顧問弁護士からの回答のメール本文のみを本件保有個人情報として特定し、実施機関からの電子メールによる顧問弁護士への相談を本件保有個人情報として特定していなかった。

また、ハラスメント申立対応経過について実施機関に確認したところ、ハラスメント申立てがあった当時の〇〇とハラスメント申立人との間で、ハラスメント対応に係る電子メールのやり取りがあったとのことであった。しかしながら、実施機関は当該メールを本件保有個人情報として特定せず、また、組織的に保存も行っていなかった。

実施機関に確認したところ、当時の〇〇とハラスメント申立人との間の

電子メールは現時点では残っていないとのことであったが、本件請求があったときに当該電子メールを本件保有個人情報として特定すべきであったことは明らかである。

- (2) かかる対応は実施機関に対する信頼を損なうものであるのみならず、条例が保護しようとした個人の権利利益の侵害を招くものであった。実施機関においては、今後は個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定を踏まえ、保有個人情報の特定を適切に行う必要がある。

第 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記 3 のとおりである。

別記 1

「協議記録（〇〇年〇〇月〇〇日（〇）におこなわれた〇〇と〇〇、〇〇との協議記録文書）の次の部分については開示すべきである。

記載箇所	開示が妥当であると判断する部分
協議記録中の「主な内容）」	・ 1行目の2文字目から36文字目まで ・ 6行目の2文字目から16文字目まで ・ 34行目の2文字目から24文字目まで

別記 2

- (1) 大学法人本部学術情報課からパワーハラスメントを受けていることについての改善のお願い（ハラスメント相談において、相談者本人がハラスメント相談員へ提出した文書）
- (2) ハラスメント等相談記録票（ハラスメント相談員がハラスメント相談の内容を記録した文書）
- (3) ハラスメントに関するご報告（ハラスメント相談について相談を受けた所属の長から事務局長への報告文書）
- (4) ○○からのハラスメント申立てについて（ご相談）（ハラスメント相談について顧問弁護士への相談文書）
- (5) (4) の相談に対する顧問弁護士の回答文書
- (6) ハラスメント申立てに関する回答起案（ハラスメント相談に対する相談者への回答文書の起案）
- (7) ハラスメント申立てへの対応について（回答）（ハラスメント相談に対する相談者への回答文書）
- (8) 協議記録（○○年○○月○○日（○）におこなわれた○○と○○、○○との協議記録文書）

不開示部分	(4) 大学法人職員からのハラスメント申立てについて（ご相談）文書のうち、職員の年齢	開示請求者以外の個人情報 (条例第 14 条第 3 号)
	(5) 大学法人からのハラスメント対応に関する相談に対する顧問弁護士の回答	事業活動情報 (条例第 14 条第 4 号)
	(8) ○○と○○、○○との協議記録文書	審議、検討、協議等に関する情報 (条例第 14 条第 6 号)

別記 3

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 4 年 9 月 9 日	・ 諮問を受けた。
令和 5 年 9 月 27 日 (令和 5 年度第 6 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 5 年 10 月 30 日 (令和 5 年度第 7 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 5 年 11 月 27 日 (令和 5 年度第 8 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 5 年 12 月 26 日 (令和 5 年度第 9 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 6 年 2 月 1 日 (令和 5 年度第 10 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 6 年 2 月 28 日 (令和 5 年度第 11 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 6 年 3 月 25 日 (令和 5 年度第 12 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院准教授
内 田 喜 久	弁護士
中 矢 礼 美	広島大学大学院教授